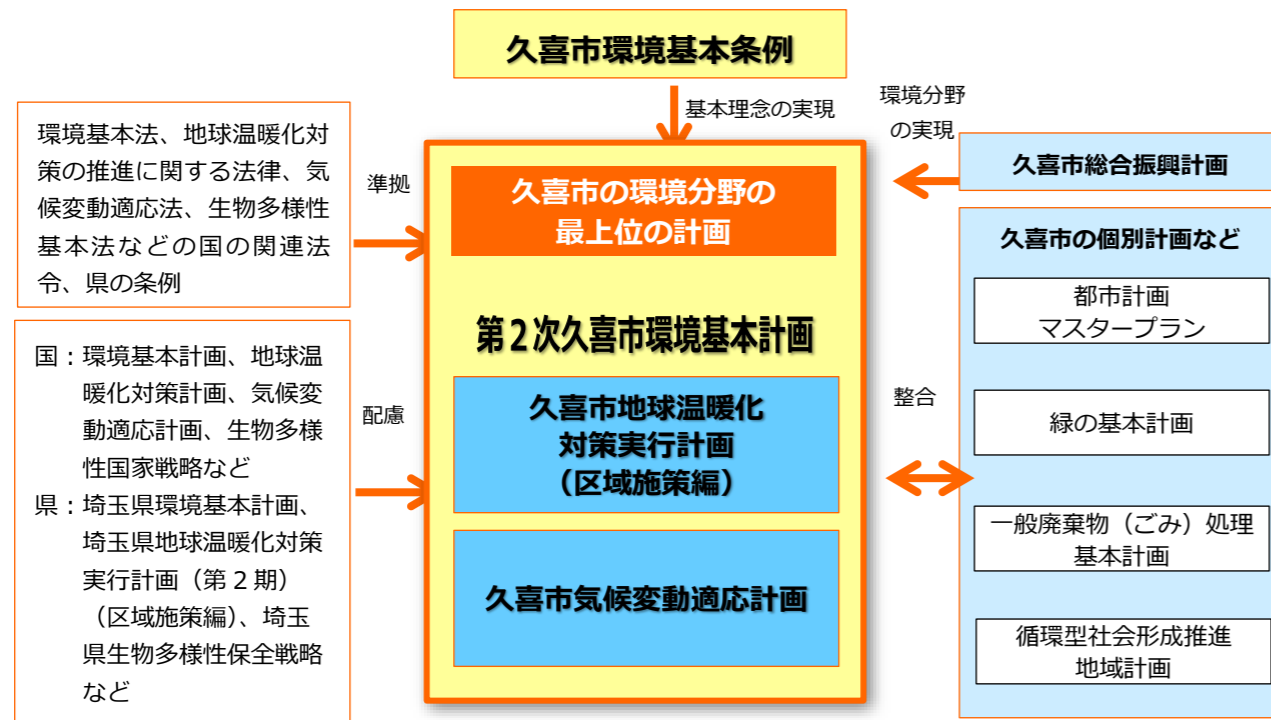


## 1. 計画の基本的事項

### 【位置付け】

- ・久喜市環境基本条例第9条に基づき、策定するもの。
- ・久喜市環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を示し、市民・事業者及び市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するもの。
- ・市の最上位計画である「久喜市総合振興計画」に掲げる将来都市像を環境面から実現する、久喜市の環境行政の基礎となる計画。
- ・「久喜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「久喜市気候変動適応計画」を包含した計画とする。



### 【計画期間】

- ・2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年を予定する。

### 【新たな計画の策定にあたっての前提条件】

- ・久喜市ならではの視点、久喜市の独自性を前面に押し出した計画とする。
- ・市民・事業者・市の三者が主体的かつ協働で取り組める計画とする。
- ・久喜市「ゼロカーボンシティ」宣言の実現に寄与する計画とする。
- ・現行計画策定後の世界の環境動向の変化に対応するとともに、国や県が示す新たな気候変動対策や資源循環対策などの政策への対応、コロナ禍における社会環境の変化や人口減少社会に対応した計画とする。
- ・現行計画の進捗状況を評価し、継続すべき施策・事業は引き続き継続し、見直し・改善が必要な施策・事業については再検討を行う。

## 2. 主な社会状況の変化

### ＜世界の動向＞

- ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2015年9月）：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことを誓った。
- ・「パリ協定」の発効（2016年11月）：先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス削減に向けた目標を提出し、目標達成に向けた取り組みを実施することなどを規定。

### ＜国の動向＞

- ・「2050年カーボンニュートラル宣言」（2020年10月）：『2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す』ことを宣言。
- ・「第5次環境基本計画」：各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造、環境政策の展開にあたり、SDGsの考え方の活用などを明記。
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（2021年5月）、「地球温暖化対策計画」（2021年10月）：中間目標「2030年度に温室効果ガスを46%削減（2013年度比）」を設定。
- ・「気候変動適応法」、「気候変動適応計画」（2018年11月,2021年10月）：地球温暖化対策計画とあわせ、気候変動に対する緩和策・適応策の推進。
- ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」（2018年6月）：バイオマスの利活用、2R（リデュース・リユース）の促進、食品ロス削減、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制について明記。
- ・「プラスチック資源循環促進法」（2021年6月）、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（2019年5月）などの制定
- ・「生物多様性国家戦略2012-2020」（2012年9月）：生物多様性の確保、自然共生の取り組みを推進。

### カーボンニュートラルとは？

温室効果ガスの排出をゼロにするということではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガスの排出量と、森林などによる温室効果ガスの吸収量がプラスマイナスゼロとなる状態



### ＜県の動向＞

- ・「埼玉県環境基本計画（改定作業中）」、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）」、「埼玉県生物多様性保全戦略」などを策定。